

第6次すいた男女共同参画プラン(素案)に対する提出意見と市の考え方について

1 提出期間 令和8年(2026年)1月5日(月)~2月4日(水)

2 提出意見数 4件(1通)

3 提出意見と市の考え方 以下のとおり

番号	提出意見	市の考え方
1	基本理念に賛同します。	ご賛同いただきありがとうございます。5つの基本理念をもとに、ジェンダー平等社会の実現に向けて取り組んでまいります。
2	めざすまちの姿について 下記の考え方はどうでしょうか? 『互いを認めるまち』 ※大人同志、子ども同志が相手の気持ちを認める心。	「互いを認める」ことは基本理念の根底にあるものと考えます。基本理念をもとに「すべての人が性別にかかわらずいきいきと活躍し、安心して暮らすことのできる豊かなまち」を目指してまいります。
3	基本方向3 男女共同参画社会の実現に向けた環境の整備について 市民意識調査によると、「男は仕事、女は家庭」との認識が多いと記載、それを打破する方策を考えることを目標にする。 1) 男女の身体能力は、基本的に男>女となります。 2) 女性は、身体能力を弱いものと考えているが、日本古来の武道を取得する教育を持ちうるカリキュラムを設ける。学校教育で行う。 3) 自分の身は、自分で守る糧を身に着けて防御する。	本プランでは、性別、年齢、個人の能力の違いにかかわらず、誰もが自らの意思に基づいて希望する生き方を選択できる社会の実現を目指しています。また、特定の性別にのみ自己防衛を促すのではなく、誰もが一人の人間として尊重され、安心・安全に暮らすことができる環境づくりを重視しています。このため、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見、無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)を解消するための意識改革と理解の促進に取り組んでまいります。
4	基本方向2 ジェンダーに基づく暴力の根絶と安心・安全な暮らしの実現について 日本の法は、事案が発生し、暴力・殺人事件等が発生してから主動する傾向があります。未然に防ぐ策を構築することが必要です。 1) 人権を守り、違反者に対しては罰則(法律で裁く)を執行し、警察等で無く男女共同参画関係機関の職員等で行う。 2) 職員の身分を保証し、権限を持ち未然に防ぐ方法を用い報告をして、法的処理し、違反者を拘束する。行動は、男女バディで行う。「危険が伴う」 3) 報酬は、無報酬で、経費は支給する。	現行法上、男女共同参画関係機関の職員には罰則の執行や違反者の拘束といった強制力を伴う権限は認められていません。本プランでは、法制度の枠組みを踏まえつつ、暴力や重大事件を未然に防ぐため、様々な形で情報発信や啓発を行い、ジェンダーに基づくあらゆる暴力やハラスメントを許さない意識を一人一人が持ち続けることができるよう市民意識の醸成を図ってまいります。